



福島医発第3064号(地)
令和3年 3月 2日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について

新型コロナウイルス感染症の変異株の流行国・地域からの入国者の健康フォローアップ等については、令和3年2月4日付「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について」福島医発第2849号(地)等にてご連絡しております。

今般、厚生労働省より、日本医師会を通じて英国・南アフリカ等で報告されている複数の変異株による新型コロナウイルス感染症の発生状況の把握・早期対策が非常に重要になっていることから、改めて各都道府県等衛生主管部(局)長宛てに協力要請がなされた旨、情報提供がありました。

また、変異株に関連する下記事務連絡の改正がなされましたので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

- 「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について(新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センターの設置)」(令和3年2月4日一部改正)
- 「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」(令和3年2月4日一部改正)

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ483F)
令和3年2月12日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について

新型コロナウイルス感染症の変異株の流行国・地域からの入国者の健康フォローアップ等については、令和3年1月21日付「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について」（健Ⅱ442F）等にてご連絡しているところです。

今般、厚生労働省より、英国・南アフリカ等で報告されている複数の変異株による新型コロナウイルス感染症の発生状況の把握・早期対策が非常に重要になっていることから、改めて各都道府県等衛生主管部（局）長宛てに協力要請がなされましたので、情報提供いたします。

また、変異株に関連する下記事務連絡の改正がなされましたので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

- ◆ 「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について（新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センターの設置）」（令和3年2月4日一部改正）
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和3年2月4日一部改正）

事 務 連 絡
令 和 3 年 1 月 19 日
(令和3年2月4日一部改正)

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの
入国者に対する健康観察について
(新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センターの設置)

現在、新型コロナウイルス変異株（以下「変異株」という。）の流行国・地域（※）からの入国者に対しては、変異株の国内への流入及び感染拡大を防止するため、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和3年2月4日一部改正））に基づき、特に変異株の流行国・地域からの入国者の健康フォローアップ等を行っていただいているところです。

今般、変異株の流行国・地域からの入国者に対する入国後の健康観察等を更に強化するため、また、現在の保健所における業務軽減のため、国において「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」（以下「特定流行国センター」という。）を新たに設置し、1月20日から運用を開始することとしました（当面、年度末までの予定）。下記に示すとおり、検疫所より各管轄保健所に、入国者の名簿は送付させていただくとともに、変異株流行国からの入国者の健康観察は特定流行国センターで行い、有症状者等を認めた場合等において、特定流行国センターから管轄保健所に通知することとします。変異株流行国・地域滞在歴のある入国者については、検疫所から送付する健康フォローアップの対象者名簿上、「黄色」に色分けした状態で送付いたします。また、帰国者フォローアップシステム画面上では、「備考」欄に、「センター対応」と表示されます。

なお、変異株流行国・地域に滞在歴のない入国者については、これまでどおり健康観察をお願いいたします。

記

(1) 特定流行国センターの業務内容について

特定流行国センターは、変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者（以下「健康観察対象者」という。）に対して、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機期間（原則入国後から３日目まで。入国日と入国後３日目に新型コロナウイルス感染症に係る検査を行い、検査結果が陰性であれば、検疫所宿泊施設を退所する。）終了後から入国後１４日目までの自宅等での待機期間中における健康観察を実施する。健康観察対象者に対し、LINE、メール又は電話にて１日１回以上健康状態等の確認を行う（別紙）。

＜特定流行国センターの健康観察対象者への確認事項＞

発熱（37.5度以上）の有無、せき、のどの痛み、鼻水・鼻づまり、その他の風邪様症状、倦怠感、息苦しさ及び嗅覚・味覚の異常の有無並びに自宅等で待機していること等の確認を行う。

（２）特定流行国センターから保健所への通知方法

症状を有する等の者を確認した場合等において、対象者の居住地の管轄保健所にメール等で通知を行う。連絡を受けた保健所は、上記事務連絡に基づき、別紙のとおり、入院や検体の提出等の対応を行う。

（３）特定流行国センターの業務期間

特定流行国センターは、令和３年１月２０日から業務を開始する（同日０時（日本時間）以降に入国した者からが健康観察対象者となる）。また、英国、南アフリカ共和国に加え、同年２月２日に新たに追加されたアイルランド、イスラエル及びブラジル（アマゾナス州）から入国した者については、同月５日午前０時（日本時間）以降に入国した者から健康観察の対象者となる。なお、特定流行国センターの業務期間は、現時点では同年３月３１日までである。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

保健班 守川・近藤・十川・松川・矢吹

TEL 03-5253-1111（内線 2391/2392/2332/2335/2336）

03-3595-2190（夜間直通）

事 務 連 絡

令和 2 年 12 月 23 日

(令和 2 年 12 月 24 日一部改正)

(令和 2 年 12 月 25 日一部改正)

(令和 2 年 12 月 28 日一部改正)

(令和 2 年 12 月 31 日一部改正)

(令和 3 年 1 月 8 日一部改正)

(令和 3 年 2 月 4 日一部改正)

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について

令和 2 年 12 月 21 日に、英国において報告された変異した新型コロナウイルスについて、WHO から、

- ・ 変異したウイルスは、英国調査によると従来より最大 70%感染しやすい可能性があること
- ・ 現段階では、この変異株によって重症度、抗体反応、ワクチンの有効性に何らかの影響を与えることを示唆する証拠はないこと
- ・ 変異したウイルスのワクチンや検査、治療薬の効果への影響についてはさらに実験的または疫学的な分析が必要であること

などの見解が公表されたところです。

12 月 25 日に国立感染症研究所におけるウイルスのゲノム解析により、英国に滞在歴がある入国者の方の中で同様の変異したウイルスに感染された方が確認されたとの報告がありました。

また、12 月 18 日には、南アフリカ保健省が、南アフリカ国内において多数確認されている変異株が感染を拡大させているとの見解を示したところです。

また、我が国の水際対策について、令和 3 年 2 月 2 日に、英国及び南アフリカ共和国と合わせて、3 つの国・地域（アイルランド、イスラエル、ブラジル（アマゾナス州））を「新型コロナウイルス変異株流行国・地域¹」に指定し、これらの国・地域に

¹ 令和 3 年 2 月 2 日時点で、英国、南アフリカ共和国、アイルランド、イスラエル、ブラジル（アマゾナス州）が指定。

対して、英国及び南アフリカ共和国と同様の水際強化措置を取ることとしています。

これらを踏まえて、我が国において変異した新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、本邦入国前 14 日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ並びに SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及びウイルスゲノムを確認するための検体の提供の徹底等の対策の強化をお願い申し上げます。

つきましては、貴職におかれては、下記について対応を改めて徹底するとともに、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

(改正箇所は太字下線)

記

1. 新型コロナウイルス変異株流行国・地域に該当する入国者の方々に対する健康フォローアップについては、令和 3 年 1 月 20 日から、国からの委託による「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」において実施されています。詳細は「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について」(令和 3 年 1 月 19 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 (令和 3 年 2 月 4 日一部改正)) をご参照ください。
2. 「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について (協力依頼)」(令和 2 年 3 月 16 日事務連絡)²において依頼した、管内の地方衛生研究所及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号)に基づき行政検査を委託している先に保管されている SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の国立感染症研究所への提出の徹底をお願いしているところ、改めて協力要請の事務連絡を発出予定です。今後は、その事務連絡を参照いただくようお願いいたします。
3. 当面の間、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 19 条第 1 項の規定に基づく入院措置を行うこととし、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。
 - ① 新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者であって、無症状の場合も含め新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者
 - ② 過去 14 日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者の濃厚接触者である新型コロナウイルス感染症の患者等及び疑似症患者
 - ③ 変異株であることが確定した患者等
 - ④ 上記③の濃厚接触者である新型コロナウイルス感染症の患者等及び疑似患者

² <https://www.mhlw.go.jp/content/000609448.pdf>

者

- ⑤ その他変異株であると疑うに足りる正当な理由のある新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者

4. また、記3により入院措置を行った者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第26条において準用される法第22条の「症状が消失したこと」とは、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。
- ・ 上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。
- ・ また、無症状病原体保有者については、陽性の確認から24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。
- ・ 上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。
- ・ なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・ 変異種でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準³により対応して差し支えない。

5. 当面の間、新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者に対する健康フォローアップにおいて、発熱等の症状を呈したことが明らかになった場合、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部まで御一報お願いいたします。また、英国及び南アフリカ共和国に滞在歴のある入国者について健康フォローアップの過程で発熱等の症状を呈したことが報告されず感染症法第12条第1項の規定に基づく医師からの届出（HER-SYSによる届出を含む。）により、新型コロナウイルス感染症患者等である旨を把握した場合についても、御一報お願いいたします。

³ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月25日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf>

6. 新型コロナウイルス変異株流行国・地域で報告されている新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等が確認された場合、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおり感染拡大防止の措置を実施するようお願いいたします。

- ・ 濃厚接触者に加え、濃厚接触者以外の幅広い関係者への検査の実施に向け積極的な対応を行うこと。
- ・ 変異株であることが確認された患者等については、健康フォローアップの期間が経過した場合であっても、上記4の退院基準を満たしているかの確認のための検査や上記2の検体の確保及び提出に努めること

【個別事例の連絡先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班

TEL：090-1532-3938

Mail：kekkakukikikanri03@docomo.ne.jp

7. これらの対応に当たっては、個人情報の保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

【当該事務連絡の内容についての照会先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班

TEL：03-3595-2305（内8027）